○農林水産省国土交通省令第　　号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第三項の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

農林水産大臣　武部　新
国土交通大臣　井林　辰憲

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（便所） 第三十八条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）内においては、便所は、建築基準法第三十一条第一項の規定に適合するものとしなければならない。 ２　（略）	（便所） 第三十八条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、建築基準法第三十一条第一項の規定に適合するものとしなければならない。 ２　（略）

附　則

この省令は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行の日（令和九年一月十二日）から施行する。